

久留米市学力・生活実態調査実施業務委託仕様書

1 業務名

久留米市学力・生活実態調査実施業務

2 業務目的

本業務は、久留米市立小中学校の児童生徒の学力や学習状況及び生活実態を把握・分析（以下「調査分析」という。）することで、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況及び生活の質の改善等に役立てながら、本市の教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立することを目的に実施する。

3 業務期間

- (1) 契約締結日から令和7年3月31日まで。ただし、調査分析の実施は、令和2年度から令和6年度の5年間とする。
- (2) 翌年度以降において、この契約に係わる歳出予算額の減額又は削除があった場合は、契約を解除することができることとする。

4 業務内容

本業務の受託者は、調査分析の実施において、以下のような業務を行う。

(1) 調査分析の対象及び内容

① 小学校

対象	学力調査の実施科目	生活実態調査
2 学年	国語、算数	実施
3 学年		
4 学年		

② 中学校

対象	学力調査の実施科目	生活実態調査
1 学年	国語、数学	実施
2 学年	国語、数学、英語	

(2) 調査分析の対象者数及び学校数

① 小学校

対象	対象者数	学校数
2 学年	2, 843 人	46 校
3 学年	2, 792 人	
4 学年	2, 910 人	

② 中学校

対象	対象者数	学校数
1 学年	2, 746 人	17 校
2 学年	2, 556 人	

注意) 対象者数は、現時点における令和2年度の推計値であり、年度によって若干、変動する。

(3) 調査分析の実施時期

年度	実施時期
令和2年度	毎年4月実施予定
令和3年度	
令和4年度	
令和5年度	
令和6年度	

(4) 問題及び質問紙等の作成

① 学力調査の問題

- ア 学習指導要領に定める指導目標や内容についての定着状況を図るものとし、知識・技能及び思考力・判断力・表現力の2観点から学力を総合的かつ経年的に把握・分析できる内容とする。
- イ 出題範囲は、前学年までの履修内容とする。
- ウ 記述式で解答する問題を20%程度以上含める。
- エ 解答時間を1科目あたり、小学校40分程度、中学校45分程度とした出題数とする。
- オ 問題は前年度と変わる問題とし、文部科学省が実施する全国学力・学習状況調査の出題傾向を踏まえた内容とする。
- カ 英語は、聞き取り(リスニング)問題を含める内容とし、出題CDを作成する。
- キ 問題に対応した解答用紙を作成する。

② 生活実態調査の質問紙

- ア 文部科学省が実施する全国学力・学習状況調査の質問紙調査に準拠するものとし、生活習慣や学習習慣を総合的かつ経年的に把握・分析できる内容とする。
- イ 本市独自の質問項目を含める。なお、具体的な内容は、調査実施前に市教育委員会と受託者が協議して決定する。
- ウ 質問内容に対応した回答用紙を作成する。

③ 実施マニュアル

教員用として、調査を実施するための具体的な手順を示し、正答例及び採点基準を含めるものとする。

(5) 調査実施に必要な書類等の納品・回収

① 納品

(4)①～③など、調査実施に必要な書類等は、市教育委員会が指定す

る期日までに、事前に必要部数及び仕分け方法等を確認の上、各学校に納品する。

② 回収

学力調査の解答用紙及び生活実態調査の回答用紙は、市教育委員会が指定する期日に、事前に回収方法等を確認の上、各学校から回収する。

(6) 調査結果の採点及び集計・分析

① 採点

学力調査の採点は、正答例及び採点基準を設定し、複数の者によるチェックを行うなど、採点ミスを防ぐための体制を講じた上で実施する。

② 集計・分析

学力調査の採点結果及び生活実態調査の回答内容の集計は、複数の者によるチェックを行うなど、集計ミスを防ぐための体制を講じた上で実施する。また、集計・分析の結果について、以下のとおり、資料を作成する。資料の作成にあたっては、数値データだけでなく、適宜、図やグラフ等を挿入する。なお、資料は、紙媒体及びMicrosoft Excelなどの電子データにより納品する。

ア 集計・分析する内容

- ・ 各教科の問題別正答率
- ・ 評価の観点別正答率
- ・ 領域別正答率
- ・ 問題形式別正答率
- ・ 正答数ごとの度数分布
- ・ 解答類型別反応率
- ・ 無回答率
- ・ 全国平均との比較
- ・ 経年変化の状況（同一集団及び個人毎）
- ・ 生活実態調査の質問紙の結果
- ・ 学力調査と生活実態調査のクロス集計結果
- ・ その他受託者により集計・分析した結果

イ 児童生徒配付用資料

- ・ 個人成績表
- ・ 経年変化の状況（個人毎）
- ・ 補充用教材

ウ 学校用資料

- ・ 市全体の集計結果
- ・ 当該校の集計結果
- ・ 当該校の学級別集計結果
- ・ 個人成績表
- ・ 経年変化の状況（同一集団及び個人毎）

- ・ 補充用教材

エ 市教育委員会用資料

- ・ 市全体の集計結果
- ・ 学校別の集計結果
- ・ 経年変化の状況（同一集団）
- ・ 教科総合、観点、領域及び出題形式に関する平均正答率の推移が把握できる学校一覧
- ・ その他受託者により集計・分析した結果（本市の教育施策の課題把握や改善に資するもの）

5 セキュリティ体制等

(1) 個人情報の取り扱い

受託者は、個人情報の管理に関して久留米市個人情報保護条例の規定を遵守するとともに、個人情報の取扱いに十分留意し、漏洩、滅失及び毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(2) 守秘義務

受託者は、本業務の実施に関して知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用したりすることはできない。契約が終了した後も同様とする。

(3) 文書の管理保存

受託者は、本業務の実施に関して作成又は取得した文書、図書、写真及び電子媒体（以下「管理文書」という。）は、久留米市の文書管理に関する規定を参考に、適正に管理・保存しなければならない。

(4) 問題等の取り扱い

学力調査の問題等の作成や納品等にあたっては、調査実施前の情報漏洩を防止するための措置を十分に講じなければならない。

6 その他

- (1) 本業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面をもって申請し、承認を得ること。ただし、本業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 本業務において不明な点やこの仕様書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、久留米市と協議のうえ定めるものとする。

7 市担当課

久留米市教育部 学校教育課

〒830-8520 久留米市城南町15番地3

連絡先 (電話) 0942-30-9216 (FAX) 0942-30-9719

メールアドレス gakkyo@city.kurume.fukuoka.jp